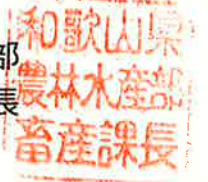


畜 第 6 5 5 号
平成 2 7 年 3 月 1 2 日

公益社団法人日本馬術連盟会長
各都道府県馬術連盟会長 } 様

和歌山県農林水産部
農業生産局畜産課長



紀の国わかやま国体馬術競技リハーサル大会における馬インフルエンザ防疫
対策について

平素より、本県畜産行政に対してご理解頂き、お礼申し上げます。

標記について、リハーサル大会における馬インフルエンザ防疫対策の徹底を図るため
「馬インフルエンザの発生予防対応方針」（平成 2 1 年 7 月 1 5 日付農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）及び「馬インフルエンザのまん延防止の基本方針」（平成 1 9 年 9 月 3 日付農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、別添のとおり作成しましたので、通知いたします。

つきましては、貴連盟所属会員等に周知徹底して頂き、本病の発生予防、まん延防止にご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

<担当>

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県農林水産部農業生産局畜産課
衛生・環境班 橋本典和
TEL : 073-441-2924
FAX : 073-431-0904

**紀の国わかやま国体馬術競技リハーサル大会における
馬インフルエンザ防疫対策**

1 出発地における出場馬の対策

(1) 施設区分

ア 非発生施設

平成27年1月1日以降、馬インフルエンザ（以下、「本病」という。）の発生が認められていない施設。

イ 発生が終息した施設（今後、本病の発生が認められた場合）

全飼養馬について本病の治癒（家畜防疫員による臨床検査及び簡易キットによる検査並びに必要な応じて実施するRT-PCR検査により陰性が確認されていること。）を確認後、少なくとも14日間は新たな発生が認められていない施設。

ウ 発生が終息していない施設（今後、本病の発生が認められた場合）

本病が発生し、イの条件を満たさない施設。

(2) 非発生施設及び発生が終息した施設

ア 移出前7日間の健康検査を行い、臨床症状の異常がないことを確認すること。また、この期間は他馬との接触を可能な限り控えること。

イ 非発生施設において、1の（2）のアにより本病を疑う症状がある場合は、獣医師が簡易キットによる検査を行い、陰性と確認された馬のみを移出すること。ただし、今後、国内で本病の発生が認められた場合は、症状の有無に関係なく移出前3日以内に簡易キットによる検査を行い、陰性が確認された馬のみを移出すること。

ウ 移出時には「馬インフルエンザまん延防止の基本方針について」（平成19年9月3日付け19消安第6606号 農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知、以下「国の基本方針」という。）の2の（2）の②のiに従い、施設、厩舎の出入口において人の手指、衣服、靴底、馬の蹄、馬運車、馬具等の洗浄・消毒を実施すること。

(3) 発生が終息していない施設

大会会場への入場はできない。

(4) 1の（2）のイにより簡易キットによる検査を実施した場合は、馬術競技会場への入厩時に、陰性であることを示す証明（別紙1「馬インフルエンザ検査結果証明書」）とともに、陰性であることを記載した「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳（以下、「健康手帳」という。）」を携行すること。

- (5) 獣医師による検査については、公的機関等による実施が望ましい。

2 馬術競技会場入厩時の対策

- (1) 競技会場に到着後は、係員の指示に従い、出発時に発行された「馬インフルエンザ検査結果証明書」(検査実施時のみ)、健康手帳及び「日本馬術連盟乗馬登録証」を提示のうえ、馬運車及び馬輸送責任者等の靴底等の消毒を実施し、会場内に入場すること。
- (2) 入厩時、「紀の国わかやま国体リハーサル大会馬事衛生対策要項」による健康検査を受検すること。その際、臨床症状(発熱、呼吸器異常等)が確認され、和歌山県獣医師職員(以下、「検査員」という。)が必要と判断した場合、当該馬及び当該馬と同一馬運車で運搬された馬を速やかに隔離厩舎に隔離し、簡易キットによる検査及びRT-PCR検査用の採材を実施する。
- なお、RT-PCR検査は兵庫県姫路家畜保健衛生所にて実施する。
- (3) (2)の検査において、陽性が確認された場合は、当該馬及び同乗馬の入厩を認めず、国、移出元の都道府県等関係機関と協議のうえ、速やかに帰厩させる。

3 大会期間中の対策

- (1) ホースマネージャーは、入厩期間中毎日、出場馬の健康観察及び体温測定を行い、臨床症状(発熱、呼吸器異常等)が確認された場合は、直ちに救護獣医師又は外来獣医師に届け出ること。
- (2) 本病が疑われる場合、救護獣医師又は外来獣医師は、検査員に連絡する。検査員は、当該馬を速やかに隔離厩舎に隔離し、簡易キットによる検査及びRT-PCR検査用の採材を実施する。
- なお、RT-PCR検査は兵庫県姫路家畜保健衛生所にて実施する。
- (3) (2)の検査において、陽性が確認された場合は、原則として国の基本方針の2の(2)の①のiii又は②のiiiに従い、14日間の経過観察を行い、臨床検査に異常がないことを確認するとともに、観察後7日目及び14日目の各種検査で陰性が確認された馬のみを移出又は解放する。
- (4) 大会期間中に陽性馬が確認された場合は、大会参加馬全てに対し、簡易キットによる検査を実施する。
- (5) (4)の検査において、陽性が確認された馬は、速やかに隔離厩舎に隔離し、(3)と同じ対応を実施する。

4 馬術競技会場退厩時の対策

- (1) 退厩馬は、退厩前に「紀の国わかやま国体リハーサル大会馬事衛生対策

要項」による健康検査を受検すること。その際、臨床症状（発熱、呼吸器異常等）が確認され、検査員が必要と判断した場合、当該馬を速やかに隔離厩舎に隔離し、簡易キットによる検査及びRT-PCR検査用の採材を実施する。

なお、RT-PCR検査は兵庫県姫路家畜保健衛生所にて実施する。

- (2) (1) の検査において、陽性が確認された場合は、3の(3)と同じ対応を実施する。

5 国内での本病発生時における国体終了後の帰厩馬の対策

- (1) 馬輸送責任者及び馬取扱責任者等は、競技会場退厩後は速やかに出発地に戻り、当該都道府県において、国の基本方針の2の(2)の①のii又は②のiiに従い、以下のとおり着地後の検査を受検すること。
- (2) 帰厩馬は、検疫区域等に収容すること。
- (3) 帰厩馬は、検疫区域等において、7日間の臨床観察並びに移入後3日目及び7日目に獣医師が簡易キットによる検査等を行い、陰性が確認された馬のみ解放すること。

6 その他

- (1) 上記に定めるほか、必要に応じて、具体的な防疫対策を実施する必要がある場合は、検査員及び兵庫県家畜防疫員の指示に従うこと。
- (2) その他協力を依頼する事項については、別途連絡する。

馬インフルエンザ（E I）検査結果証明書 （E I 予防接種履歴証明）

競技大会名：紀の国わかやま国体馬術競技リハーサル大会

厩舎出発日：平成 2 7 年 月 日

下記の馬は、いずれも 月 日に実施した E I 簡易検査において陰性であり、また E I 予防接種も規定の通り実施していることを証明します。

検査キット商品名： _____

平成 2 7 年 月 日

所 属： _____

証明獣医師氏名： _____ ㊞

連絡先電話番号： _____

乗馬クラブ等の名称： _____

競技馬名

- | | |
|---------|---------|
| ① _____ | ⑤ _____ |
| ② _____ | ⑥ _____ |
| ③ _____ | ⑦ _____ |
| ④ _____ | ⑧ _____ |

【参考】紀の国わかやま国体リハーサル大会馬事衛生対策要項 （防疫検査の基準）

基礎免疫として 2 1 日以上 2 ヶ月以内（平成 2 0 年 3 月 3 1 日以前は 2 週間以上 2 ヶ月以内）の間隔で 2 回接種後、7 ヶ月以内（平成 2 0 年 3 月 3 1 日以前は 1 年以内）に最初の補強接種、それ以降は 1 年以内に継続的に（平成 2 0 年 3 月 3 1 日以前は毎年 1 回）補強接種を実施し、最終接種日が平成 2 6 年 1 1 月 7 日以降であること。ただし、入厩前 1 週間以内のワクチン接種は、接種歴として認められない。

なお、上記に該当しない出場馬については、入厩する 2 週間前までに 2 回の基礎免疫を終了し、最終接種日が平成 2 6 年 1 1 月 7 日以降であること。

※ 本証明書の提出に係わらず、入厩時には、健康手帳による当該予防接種歴の再確認を行う。